

藤枝市ふるさと納税推進事業協力事業者募集要項

1 目的

藤枝市では、ふるさと納税制度による地元特産品等のPR、販路拡大などに伴う地元企業の活性化を図るため、寄附者に返礼品として商品やサービスを提供する企業、団体又は個人事業者(以下「協力事業者」)を募集します。

2 募集の要件

協力事業者及び返礼品について、次の要件にすべて適合していることとします。

(1)協力事業者

- (ア)各種法令規則、条例等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- (イ)原則、本社(本店)、支社(支店)及び事業所、工場が藤枝市内にある企業・団体または個人業者であること。(ただし、市長が特に認めた場合を除く)
- (ウ)市税の滞納がないこと。
- (エ)代表者等が、藤枝市暴力団排除条例(平成24年10月9日条例第40号)に規定する暴力団員及び暴力団員等又は同条例に規定する密接関係者でないこと。
- (オ)この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報特記事項」を遵守すること。

(2)返礼品の要件

次のいずれかに該当するものとします。

- (ア)藤枝市をPRできる商品で、藤枝市の魅力を「体感できる」「懐かしんでいただける」ものであり、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- (イ)藤枝市で生産、製造、加工されているもの、市内の原材料を使用しているもの、市内で提供されるサービスのいずれかに該当していること。
- (ウ)品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱とする。
- (エ)取りまとめ会社が必要とする書類の提出が可能であること。
- (オ)金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)、金額の記載のある優待券、旅行券などでないこと。

(3)寄附金及び返礼品の金額設定

次のとおり設定します。

- (ア)寄附金額に対する返礼品の価格(市場価格)は、3割以下とする。
- (イ)返礼品を送付する場合の寄附金額は、1万円以上であるため、返礼品の価格(市場価格)は、概ね3千円以上とする。
- (ウ)上記(ア)の返礼品の価格(市場価格)には、送料(税込)を除き、「商品代」「消費税」「商品梱包に係る費用」等、返礼品送付に係る全ての費用を含むこととする。

3 取扱事業者のメリット

次のとおり商品等を全国にPRできます。

- (1)藤枝市が契約するふるさと納税専門のインターネットサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2)藤枝市のホームページ(外部リンクを含む)に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (3)藤枝市が作成するふるさと納税パンフレット等に商品及び事業者名などを掲載します。

4 申込み

随時募集しています。

5 返礼品取りまとめ委託業者

藤枝市では、返礼品の手配等を3(1)のインターネットサイト運営元の事業者(運営元の代行業者を含む)に委託します。

6 申込方法

別紙「藤枝市ふるさと納税推進事業協力事業者エントリーシート」に必要事項を記入し、藤枝市企画創生部企画政策課へFAX(054-643-3604)してください。

返礼品の登録方法等について、委託事業者よりご連絡させていただきます。

7 その他留意事項

- (1)具体的な返礼品の登録につきましては、委託事業者と調整いただきます。
- (2)協力企業又は返礼品が事業の主旨にふさわしくないと認められた場合には、返礼品登録を取消す場合があります。
- (3)登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に委託事業者へご連絡ください。
- (4)返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について委託事業者へ必ず報告をしてください。
- (5)前記事項につきましては、国の制度改正等に伴い変更する場合があります。

【お問合せ先】

藤枝市役所企画創生部企画政策課 ふるさと応援担当

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-11-1

TEL:054-646-2320(ふるさとに^{ふるさとに 応援}納税専用ダイヤル)

FAX:054-643-3604

E-mail: furusato@city.fujieda.shizuoka.jp